

2018年（平成30年）第3回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2018年（平成30年）3月14日
- 2 通知年月日 2018年（平成30年）3月16日
- 3 開催年月日 2018年（平成30年）3月28日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号 福山市役所3階大会議室
- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
 - 議案第4号 非農地証明について
 - 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
 - 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）
 - 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について
 - 議案第9号 農地等の現況に係る照会に対する回答について

6 出席委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 坂本忠士 | 2番 藤井照正 | 3番 若井久夫 |
| 4番 岡本卓也 | 5番 森矢重則 | 6番 林内公二 |
| 7番 谷邊博人 | 8番 平勝義 | 9番 宮澤満志 |
| 10番 岡田克彦 | 11番 安原理雄 | 12番 江草豊明 |
| 13番 宮迫主政 | 14番 大元教義 | 15番 小林正勝 |
| 16番 桑田恒二 | 17番 谷本耕造 | 18番 高垣勲 |
- 以上18名

7 欠席委員

8 その他の出席者

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 小川 裕司 | 事務局次長 | 羽原知洋 |
| 松永出張所 | 藤原 真治 | 新市出張所 | 山縣 葉二 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 沼隈出張所 | 杉本 倫草 |
| 事務局 | 杉原 信広 | 事務局 | 村上 裕信 |
| 事務局 | 平田 純雄 | | |

以上9名

10 議事内容

午前9時55分開会

- | | |
|------------|--|
| 事務局長 | それでは、ただいまから2018年(平成30年)第3回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。 |
| 部会長 | — 開会あいさつ — |
| 議長
(7番) | それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。
はじめに、会議の成立を申し上げます。委員総数18名のうち、出席委員18名、委員全員出席ですので本会議は成立します。
続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号9番の宮澤満志委員と議席番号13番の宮迫主政委員をお願いいたします。
議事に入る前に、議案の追加、訂正等があれば、事務局より説明してください。 |
| 事務局 | それでは、2018年(平成30年)第3回農地部会議案書追加事項、取下げ・訂正事項についてご説明します。
まず、追加議案第9号として、「農地等の現況に係る照会に対する回答について」広島法務局福山支局から照会がありましたので、3件上程しております。内容は、記載のとおりです。
次に、議案書の取下げ・訂正事項ですが、8ページ6番と7番、地種欄の2種を3種に訂正、13ページ28番、地種欄の3種を2種に訂正。15ページ35番が取下げ。33ページ82番、利用目的・内容欄の堆肥置場を野菜に訂正。40ページ116番から122番、借受人欄の代表取締役岩本信之を岩木信之に訂正。
以上です。 |
| 議長 | それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
東部地区から報告をお願いします。 |
| 2番
(藤井) | それでは、東部地区の審議内容について報告します。
東部地区では、3月22日(木曜日)午前9時から関係者により現地調 |

査を行い、午前11時から委員6名全員の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

審議した案件は、議案第1号2件、議案第3号3件、議案第5号1件、議案第6号2件の合計8件です。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」1ページ1番と2番について報告します。

1番と2番は関連案件です。

川口町四丁目の借受人が、川口町五丁目の貸出人よりそれぞれ1番で川口町五丁目の田1筆999㎡、2番で同じく川口町五丁目の田1筆1,125㎡に期間1年間で使用貸借権を設定して借り受けて、慈姑を作付けし経営規模の拡大をするものです。

借受人は、農作業経験もあり、必要な農機具も確保されていますので、許可妥当と判断しました。

議 長

西部地区の報告をお願いします。

4 番

それでは、西部地区の審議内容について、報告します。

(岡本)

西部地区では、3月23日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後4時から市役所8階の農業委員室で協議会を開催しました。

委員9名中8名の出席により、議案第1号5件、議案第3号6件、議案第4号3件、議案第6号78件、議案第8号1件、議案第9号1件の合計94件について審議いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページ3番から2ページ7番について報告をします。

3番は、津之郷町の受人が、遠方で耕作困難な埼玉県さいたま市の渡人から申請地を譲受け、新規就農して果樹や野菜を栽培するものです。

4番は、瀬戸町の受人が、耕作困難な赤坂町の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

5番は、瀬戸町の受人が、遠方で耕作困難な大阪市の渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

6番は、内海町の受人が、遠方で耕作困難な東京都府中市の渡人から申請地の贈与を受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

7番は、田尻町の受人が、相続財産管理人である弁護士から申請地を譲受け、果樹を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件とも受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保済みであり、営農に支障がないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

松永地区では、3月23日、午前8時45分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員6名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号2件、議案第4号2件、議案第6号8件の合計14件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページの8番と9番について報告します。

8番は、本郷町の受人が同町の渡人から譲受け、新規就農するもので、野菜を作付けする計画です。

9番は、金江町の受人が同町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、野菜・果樹を作付けする計画です。

いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、北部地区の審議内容について、報告します。

北部地区では、3月23日の午前11時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員出席により、議案第1号6件、議案第2号3件、議案第3号16件、議案第4号4件、議案第6号50件、議案第7号7件、議案第8号1件、議案第9号2件の合計89件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページの10番から4ページの15番について報告をします

10番は、駅家町の譲渡人が同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

11番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

12番と13番は関連案件で、駅家町の譲受人が、同町のそれぞれの譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

14番と15番は関連案件で、駅家町の譲受人或いは借受人が、14

番で同町の貸出人から期間を定めない使用貸借権を設定し、15番で同町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻及び野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。

議 長 神辺地区の報告をおねがいします。

17番 神辺地区農地調整協議会の審議について報告します。

(谷本)

神辺地区農地調整協議会は、3月22日午前9時からの現地調査に続き、午前11時より神辺支所3階31会議室において協議会委員6名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号8件、議案第6号20件、議案第7号8件、議案第8号1件の合計39件について、審査しました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページ16番と17番について報告をします。

16番は、上竹田の自営業の譲受人が、田、1筆2,014㎡を譲受け、水稻を栽培し、新規就農するものです。申請地は自宅の隣接地であり、水稻栽培経験のある父から、栽培技術を習得しながら就農していく計画です。

17番は、上竹田で農業を営む譲受人が、申請地の田1筆421㎡を取得し、隣接する水田と併せて、農作業の効率化と経営規模拡大を図るものです。

以上2件については、譲受人及申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長 ありがとうございます

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第1号のすべての案件について、別紙調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、また、農業委員会が定める下限面積を超えていることから。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長 これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 質問等もないようですので、採決をいたします。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
北部地区の報告をお願いします。

11番 (安原) それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページの1番から3番について報告します。
1番は、芦田町の申請人が、申請地に農家住宅の建築と進入路の整備をするものです。
場所は、柞磨集会所の南西、約200メートルのところですが。
2番と3番は関連案件で、駅家町のそれぞれの申請人が、申請地に長屋住宅を一体的に建築するものです。
場所は、駅家南中学校の南東、約700メートルのところですが。
なお、1番から3番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中でありまして。
現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議長 ありがとうございます。
事務局から補足説明があればしてください。

事務局 議案第2号の1番、2番は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。
3番は、上下水道、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらを利用することができ、かつおおむね5

00メートル以内に2以上の教育施設、医療施設等が存在するため第3種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

なお、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議 長

これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決します。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします

2 番
(藤井)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」7ページの1番から3番について報告します。

1番は、東京都千代田区の法人が、千田町三丁目の貸出人から春日町の畑2筆合計1,026㎡に賃借権を設定して借り受けて、中国電力の送電線鉄塔建替工事に伴う作業ヤードとして一時転用するもので、工事期間は平成31年1月31日までを予定しています。

場所は、賢忠寺奥の院の北東、約300メートルのところ です。

2番は、引野町の譲受人が、引野町三丁目の譲渡人より引野町の畑1筆95㎡を譲り受けて、露天駐車場として転用するものです。

場所は、国道2号線、引野町三丁目交差点の東、約300メートルのところ です。

3番は、南蔵王町五丁目の法人が、引野町三丁目の譲渡人より引野町の

畑1筆132㎡を譲り受けて、露天資材置場として転用するものです。

場所は、国道2号線、引野町三丁目交差点の東、約300メートルのところです。

いずれの案件も現地確認を行いました。申請地周辺の営農条件に支障はないと思われ、転用に問題ないと思われ。

議 長

西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」7ページ4番から9ページ9番について報告します。

4番は、広島市の受人である法人が、申請地に使用貸借権を設定して、山手町の渡人から借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。なお、受人である法人は、渡人が経営している法人です。

場所は、県立福山特別支援学校の東、約300メートルの清水池の東側のところ。

5番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け自己用の住宅を建築するものです。

場所は、福山市立高校の南東、約700メートルのところ。

6番と7番は関連案件で、東川口町の受人である法人が、赤坂町のそれぞれの渡人から申請地を譲受け、露天資材置場及び露天駐車場として利用するものです。

場所は、備後赤坂駅の南東、約250メートルのところ。

8番は、瀬戸町の受人が福山道路建設に伴う支障移転のため、赤坂町の渡人から申請地を譲受け、住宅及び倉庫を建築するものです。

場所は、国道2号早戸ランプの南東、約200メートルのところ。

9番は、高西町の受人である法人が、御幸町の渡人他1名から譲受け、露天駐車場として利用するものです。

場所は、箱崎漁港の西、約100メートルのところ。

なお、6番の1116番、7番の1125番1は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であり。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の9ページ10番と11番について報告しま

す。

10番は、駅家町の譲受人が神村町の譲渡人から譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、神村小学校の南、約360メートルのところですか。

11番は、明神町の借受人が金江町の義父である貸出人から使用貸借権を設定して借受け、住宅を建築するものです。

場所は、精華中学校の北東、約570メートルのところですか。

なお、農振農用地区域からの除外手続き中です。

現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。

議長

北部地区の報告をお願いします。

11番
(安原)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の9ページ12番からと13ページ27番について報告します。

12番は、芦田町の借受人である孫が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人である祖父から申請地を借受け、住宅を建築するものです。

場所は、芦田中学校の南西、約100メートルのところですか。

13番は、神辺町の譲受人である法人が、芦田町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、市立動物園の北東、約500メートルのところですか。

14番は、駅家町の借受人である子が、申請地に使用貸借権を設定して、芦田町の貸出人である父から申請地を借受け、住宅を建築するものです。

場所は、福田保育所の西、約200メートルのところですか。

15番と16番は関連案件で、東京都品川区の借受け人である法人が、賃借権を設定して、広島市のそれぞれの貸出人から申請地を借受け、店舗を建築するものです。

場所は、上加茂公会堂の南、約400メートルのところですか。

17番と18番は関連案件で、神辺町の借受け人である法人が、賃借権を設定して、加茂町のそれぞれの貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、福山北特別支援学校の北東、約600メートルのところですか。

19番と20番は関連案件で、神辺町の譲受人である法人が、広島市及び加茂町のそれぞれの譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場とし

て整備するものです。

場所は、福山北特別支援学校の北東、約500メートルのところでは

21番は、加茂町の譲受人が、東町の相続財産管理人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。

場所は、福山北特別支援学校の北東、約300メートルのところでは

22番は、北吉津町の譲受人である法人が、尾道市の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、坊寺排水機場の北、約100メートルのところでは

23番は、神辺町の借受人である孫が、申請地に使用貸借権を設定して、駅家町の貸出人である祖父から申請地を借受け、住宅を建築するものです。

場所は、中島郵便局の北西、約200メートルのところでは

24番は、駅家町の借受け人である法人が、賃借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、中島郵便局の北西、約300メートルのところでは

25番は、神辺町の借受人である子が、申請地に使用貸借権を設定して、駅家町の貸出人である母から申請地を借受け、住宅を建築するものです。

場所は、北消防署駅家分署の南西、約100メートルのところでは

26番は、駅家町の借受人である子が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人である母から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、服部小学校の東、約100メートルのところでは

27番は、新市町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。

場所は、常金丸駐在所の北東、約100メートルのところでは

なお、15番、16番、21番を除く申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中でありま

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

神辺地区の報告をお願いします。

17番
(谷本)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び決定について」13ページ28番から15ページ36番について報告します。

28番は、東町の不動産業を営む法人が、申請地を譲受け、申請地周辺で需要のある建売住宅10棟を建築するものです。

29番及び30番、31番は川南の土木建築業を営む法人が、業務拡大により、露天資材置場として転用するものです。

29番は、田1筆1、121㎡を譲受け、整備していく計画です。また、30番及び31番の申請地は隣接地で、各々賃借権を設定し、所要面積3、432㎡を露天資材置場として転用するものです。

32番は、湯野のリサイクル業を営む法人が、申請地を譲受け、併用地の水路3.83㎡を含む所要面積184.83㎡を進入路として転用するものです。

33番は、貸人の弟である加茂町の借受け人が、売電用太陽光パネル240枚設置し、最大49.5kWを売電する計画です。

34番は、南蔵王町の売電業を営む法人が、申請地の田1筆954㎡を譲受け、売電用太陽光パネル288枚を設置し、最大49.5kWを売電する計画です。

36番は、駅家町に居住する借受け人が、貸出人である父所有の申請地に分家住宅1棟を建築するものです。

すべての案件について、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われま

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第3号の14番は、平成18年度から平成20年度にかけて福田地上地区として、32番の1筆は、昭和56年度から昭和58年度に馬崎地区として圃場整備事業が実施された第1種農地です。

2番、3番、15番、25番、29番は、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にあり、相当数の街区を形成している区域に存在するため、また、28番は、市役所神辺支所から、30番、31番は井原鉄道湯野駅からそれぞれおおむね500m以内に存在するため、第2種農地として判断されます。

6番、7番は、JR山陽本線備後赤坂駅からおおむね300m以内に存在するため、第3種農地として判断されます。

そのほかの案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切

な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。
また、14番、32番は、第1種農地のため、17番、18番と30番、31番の案件については、転用面積が3,000㎡を超えるため、常設審議委員会農地部会へ諮問します。

議長 これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 質問等がないようですので、採決します。
議案第3号の14番、17番、18番、30番、31番及び32番は、許可相当として常設審議委員会へ諮問し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手により、議案第3号の14番、17番、18番、30番、31番及び32番は、許可相当として常設審議委員会へ諮問し、その他の案件は、原案のとおり許可することに決定します。

議長 次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。
西部地区の報告をお願いします。

4番 (岡本) それでは、議案第4号「非農地証明について」16ページ1番から3番について報告をします

1番と2番は、兵庫県宝塚市の申請人によるもので、1番は、申請地を昭和60年頃から耕作放棄していたところ雑木等が繁茂し山林となり、2番は、昭和16年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、1番の、イ1673番が、内浦小学校の東、約100メートル、イ2444番が、内浦小学校の北、約350メートル、2番の2筆は、内浦小学校の北、約150メートルのところです。

3番は、倉敷市の被相続人の相続財産管理人である弁護士による申請で、申請地を昭和10年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、田尻漁港の西、約200メートルのところです。

なお、1番と3番は、農振農用地区域内の農地であります。1番は、自然に農地以外になったものであり、3番は、農用地区域指定以前から非農地であるということであり、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長 松永地区の報告をお願いします。

8番 (平) 議案第4号「非農地証明について」16ページ4番と5番について報告をします

4番は、城興ヶ丘の申請人が昭和30年頃から耕作放棄していたところ、竹等が繁茂して山林となっております。

場所は、県立松永高等学校の西、約330メートルのところですか。

5番は、藤江町の申請人が553-3を平成6年頃から駐車場として、595-1及び595-3を昭和48年2月頃から庭敷として利用し、1219を昭和60年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となっております。

場所は、藤江保育所の北西、約290メートルのところか1筆、同所の西、約180メートルのところか1筆、池浜港の東、約60メートルのところか2筆ですか。

なお、いずれも農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長 北部地区の報告をお願いします。

11番 (安原) それでは、議案第4号「非農地証明について」の16ページ6番から17ページ9番について報告をします。

6番は、駅家町の申請人が、昭和57年1月頃から、宅地への進入路として利用し、現在に至っております。

場所は、すばる幼稚園の西、約300メートルのところですか。

7番は、長野県松本市の申請人が、昭和50年6月から、住宅敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、駅家南中学校の西、約400メートルのところですか。

8番は、駅家町の申請人が、平成6年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。

場所は、服部コミュニティ館の東、約700メートルのところではす。

9番は、広島市の申請人が、平成8年頃から、資材置場として利用し、現在に至っております。

場所は、駅家東公民館の南、約50メートルのところではす。

なお、6番と9番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第4号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

2番
(藤井)

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」18ページ1番について報告をします。

相続人である子が、同居していた母より申請地である蔵王町一丁目の畑5筆、合計1,267㎡を相続税の納税猶予特例適用の農地として申請をするものです。

場所は、市立蔵王小学校の南西、約200メートルのところではす。

現地確認を行いました。申請地は、農地として適正に管理されていません。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等もないようですので、採決します。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。

議長

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。
西部地区から報告をお願いします。

2番
(藤井)

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」19ページの1番と2番について報告します。

件数は2件で、ともに更新であり、それぞれ3年間の賃借権と使用貸借権を設定するものです。

農地の合計は田2筆、面積1,777㎡で、利用内容は水稻です。

福山市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

4番
(岡本)

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」19ページの3番から33ページ80番について報告します。

全体で、件数78件、筆数144筆、面積77,633平方メートルで、借人は個人が25人、農地所有適格法人が1人、解除条件付法人が1人の合計2人となっております。

内訳は、新規分が、件数31件、筆数51筆、面積32,157平方メートル、更新分が、件数48件、筆数93筆、面積45,476平方メートルとなっております。

また、栽培作物は、水稻、野菜、果樹、飼料用作物となっております。

全ての案件は、福山市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長

松永地区の報告をお願いします。

- 8 番
(平) それでは、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」33 ページ 81 番から 35 ページ 88 番について報告します。
- 合計で、8 件 17 筆、面積 9,642 m²です。
- 地目別では、田 7 筆、7,386 m²、畑 10 筆、2,256 m²です。
- 新規、更新の別では、新規分 6 件、8 筆、5,663 m²と更新分が 2 件、9 筆、3,979 m²です。
- 担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、すべての案件が農用地利用集積計画として適当であると判断しました。
- 議 長 北部地区の報告をお願いします。
- 11 番
(安原) それでは、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の 35 ページ 89 番から 43 ページ 138 番について報告します・
- 全体で、件数 50 件、筆数 81 筆、面積 79,149 平方メートルです。
- 内訳は、新規分が、件数 27 件、筆数 42 筆、面積 42,754 平方メートル、更新分が、件数 23 件、筆数 39 筆、面積 36,395 平方メートルとなっています。
- 地目別では、田が、78 筆、76,149 平方メートルで、畑が、3 筆、3,000 平方メートルです。
- 担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。
- 議 長 神辺地区の報告をお願いします。
- 17 番
(谷本) 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の 44 ページ 139 番から 46 ページ 158 番について報告します。
- 全部で、20 件、26 筆、25,149 m²です。地目別では、田が、26 筆 25,149 m²です。
- 新規、更新別では、新規分は、田 12 筆、12,613 m²です。更新分は、田 14 筆、12,536 m²です。
- 全ての案件が、福山市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議 長

ありがとうございました。
事務局より補足説明があればお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるものです。

議案書19ページから46ページに158件の案件を上程しています。

38ページ107番は、「新規就農促進措置」によるものです。下限面積である1,000㎡未満であっても、1筆を単位として、3年間の利用権の設定や更新ができるものです。

また、22ページ17番から23ページ26番、39ページ113番、40ページ116番から122番、及び41ページ124番は、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の「解除条件付き貸借」の案件です。

農地の所有者と「株式会社吉川」、「はっとりホテルの里株式会社」、「こだま食品株式会社」が設定し、「イトモス株式会社」は、使用貸借権を設定するものです。

本計画案は、1月末を締切りとして、270筆 193,350㎡の申し出がありました。

内訳は、田245筆、170,937㎡、畑24筆、22,294㎡、その他1筆119㎡です。

全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。

議 長

これより、質疑に入りますが、36ページ96番が、安原委員。34ページ83番が、宮澤委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により退席をお願いします。

(安原委員、宮澤委員退席)

議 長

それでは、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。
採決が終わりましたので安原委員、宮澤委員はご着席ください。

(安原委員、宮澤委員着席)

議長

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用計画案の決定について(農地中間管理事業)」を上程します。
北部地区の報告をお願いします。

11番
(安原)

それでは、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について(農地中間管理事業)」の47ページの1番から7番について報告します。

1番から7番は、駅家町のそれぞれの渡人から、広島県農林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)が使用貸借による農地中間管理権を設定して借受けるものです。

内訳は、件数7件、筆数13筆、面積14,444平方メートルで、地目はいずれも田です。

議長

神辺地区の報告をお願いします。

17番
(谷本)

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について(農地中間管理事業)」48ページ8番から15番について報告します

8番から15番の八尋に居住する8人の貸付人から申請地を次の条件で中間管理機構(一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団)へ貸し出すものです。

全部で、8件、田14筆、14,979㎡です。

全ての農地に問題はなく、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)として適当であると判断しました。

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第7号は、農地中間管理機構である広島県森林整備・農業振興財団が転貸することを目的とした利用権を設定するものです。

農用地利用集積計画の決定により機構は中間管理権を取得することになります。

案件は、15件、27筆、29,423㎡の申し出がありました。内訳は、全て田です。

利用権を設定する期間は、本年5月1日から平成40年12月31日までです。

議 長 これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等もないようですので、採決します。
議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手により、議案第7号は原案のとおり決定します。

議 長 次に、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程します。
西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本) 議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の49ページ1番について報告します。
加茂町の受人が、10年間の賃借権を設定して、農地中間管理機構より借受け、経営規模の拡大を図るものであり、配分計画案に異議はありません。

議 長 北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原) 議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の49ページ2番について報告します。

先ほど承認を頂いた、議案第7号の1番から7番については、駅家町の受人が、使用貸借権を設定して、農地中間管理機構より借受けるもので、経営規模の拡大を図るものであり、配分計画案に異議はありません。

議 長 神辺地区から報告をお願いします。

17番 (谷本) 議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の50ページ3番については、配分計画案に意見、異議等はありません。

議 長 ありがとうございます。
事務局から補足説明等があればしてください。

事務局 議案第8号については、福山市から計画案に対する意見を求められたものです。

農地利用配分計画は、農地中間管理機構へ利用権を設定した農地を機構が、転貸を行う際に作成する計画で、県知事の認可、公告後、利用権の設定が行われます。

利用権の期限は県の公告日の翌日から平成40年12月31日までとなります。

議 長 これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等もないようですので、採決します。
議案第7号について、意見、異議等がないことで福山市へ報告してよろしいでしょうか。
賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手により、議案第7号は意見、異議等がないことを福山市へ報告します。

議 長 次に、追加議案第9号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」

を上程します。

西部地区の報告をお願いします。

4 番 (岡本) 追加議案第 9 号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」の 1 ページ 1 番について報告します。

広島法務局福山支局より、2018 年（平成 30 年）3 月 19 日付けで照会があり、3 月 23 日に現地調査を行ったところ、2 筆とも雑木等が繁茂した状況であり、現況非農地として回答するものです。

場所は、常石造船の北、約 250 メートルのところ です。

議 長 北部地区の報告をお願いします。

11 番 (安原) それでは、追加議案第 9 号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」の 1 ページ 2 番と 3 番について報告します。

2 番と 3 番は、広島法務局福山支局より、3 月 15 日及び 3 月 16 日付けで、現況に係る照会がありましたので、現地を 3 月 23 日に調査したところ、2 番については資材置場として、3 番については住宅敷地として、いずれも農地転用がしてあり、非農地として回答するものです。

議 長 これより、質疑に入ります。発言等のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等もないようですので、採決します。
議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手により、議案第 9 号は原案のとおり決定します。

議 長 次に、専決処分及び届出等について事務局から報告してください。

事務局 専決処分及び届出等について、ご説明します。

51 ページから 55 ページの「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合の届け出です。農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、15 件を事務局長専

決で受理しました。

次に、56ページ、57ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、58ページから70ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

4条7件、5条48件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。

次に、71ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し、転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。1件を受理しました。

次に、72ページ、73ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が7件ありました。

次に、74ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は、届出の受理後、何らかの事情により履行できないもの及び申請後に取り下げられたものです。

1番は、計画の中止によるものです。

2番は、譲受人の変更によるものです。改めて12ページ21番で許可申請されています。

専決処分及び届出等については以上です。

議 長 ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等がないようですので2018年（平成30年）第3回の農地部会を終了します。

なお、来月の農地部会は、4月27日開催の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前10時50分閉会